

門教生第 3042号
平成 26 年 11 月 13 日

門真市立公民館運営審議会 様

門真市立公民館



門真市立公民館及び門真市立文化会館における
民間活力の活用について (諮問)

門真市立公民館及び門真市立文化会館において、各種の事業の企画実施を充実させるため民間活力の活用を図ることについて、社会教育法第 29 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 26 年 12 月 5 日

門真市立公民館長 様

門真市立公民館運営審議会

委員長 勝川 喜美



門真市立公民館及び門真市立文化会館における
民間活力の活用について（答申）

門真市立公民館及び門真市立文化会館の運営のあり方について、平成 25 年度から門真市民プラザで導入されているパートナーシッププランを活用した指定管理者などの実例等を鑑みながら審議した結果、指定管理者制度導入が単に経費縮減のみならず、市民との協調を取り入れながらサービスの拡大や生涯学習活動の向上に寄与し、各施設間連携等が現行よりも図られるものとして、審議会としては、両施設の管理運営についても前向きに導入を検討すべきとの結論に至ったため、これを答申いたします。